参考資料６－１　その他の失神用（起立性低血圧等）

【診断書記載要領】　※　診断書と一緒に医師の方に渡してください。

２　医学的判断 ○　病　　名 ○　総合所見（現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など）

〈病名〉

○　病気とは認められない旨の診断である場合には、「○○の症状（状態像）があるが、病気とは認められない。」等と記載する。

○　確定診断ではないものの、その症状等から「発作のおそれの観点から運転を控えるべきである。」と判断される場合、「意識消失発作」等と記載する。

〈総合所見〉

○　３の意見を導く根拠となる症状や経過、各種検査結果等を具体的に記載する。

３　現時点での病状（改善の見込み等）についての意見 （上記２の病気が原因で過去５年以内に意識を失ったことがある場合） ⑴　発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 ⑵　今後、（　　）年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 ⑶　６か月（　　か月）以内に上記⑴又は⑵と診断できることが見込まれる。 ※　６か月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、（　）内に１～５の整数を記載してください。 ⑷　上記⑴から⑶のいずれにも該当しない。

〈現時点での病状（改善の見込み等）についての意見〉

○　２において病気とは認められない旨の診断を行った場合には、記載不要である。

○　⑴から⑷のいずれかを丸で囲む。

○　⑵の場合、括弧内の年数を記載する。なお、公安委員会は、基本的に括弧内の期間経過後に病状を確認することとなる。

○　⑶の場合で、６か月より短期間に再評価できる可能性がある場合は、括弧内に当該期間（１か月～５か月）を記載する。

○　一度⑶の判断をした者について再度⑶の判断をする場合には、２の総合所見欄に、前回の見込みが異なった理由（環境要因の変化等）を具体的に記載する（この記載がない場合又は合理的な理由が示されていない場合には、⑷の意見として扱うこととなる可能性がある。）。

４　その他特記すべき事項

○　施行した検査等、参考となる事項を記載する。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。　　年　　月　　日 病院又は診療所の名称・所在地 担当診療科名 担当医師名

○　「専門医」とは、公安委員会の指定する専門医との意であり、通常の診断書では「主治医」のみを○で囲む。

作成される医師の方へのお願い

・　最終的な運転の可否判断は公安委員会が行いますので、医学的観点から診断し記載してください。

・　診断書様式は、愛媛県警察ホームページ上「運転免許に関する各種ご案内」にも掲載していますので、そちらを使用し、パソコンで作成していただいても大丈夫です。

・　診断書のことでご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

愛媛県警察本部 運転免許課 安全運転支援係（適性検査担当）

℡：０８９－９３４－０１１０（県警代表番号）